

史料2 公事上聴御裁き例

「深川蛤町不法出入一件」

9上

深川蛤町
公事
再席 吉
備中守
戊四月

10上

相分候上は、帰縁も可為致
心底の趣、勘右衛門を以
申聞候に付、ゆき儀は引取、

離縁状は勘右衛門方へ預け置、
何故新助方へ罷越

不法申掛候哉の段、相手

常次郎へ懸合および處、

ゆき儀は、前書吉五郎より

賞受る積、約定いたし置處、

無断縁付候間、右始末に

および旨申之、何共難心得、

尤此もの、先妻にてゆき

実母いわと申もの、先年

離別いたす處、當時吉五郎

妻に相成居候間、同人より

常次郎へ何様の約束

いたす哉は計り難けれども

此もの離別いたす上は、

いわ義、ゆき身分進退

可致筋無之間、其段

吉五郎へ懸合候處、不取留

挨拶に付、猶常次郎へ懸合

および處、ゆきとは兼て

夫婦の契約いたすに付、

是非妻に賞受度旨

10下

不法申募候間、右躰

難題申懸候始末、吟味

相願心旨申立之

一 相手常次郎申立候は、

同人義は、浅草猿屋町

代地仁三郎店綿打

渡世半次郎方に年季

奉公いたし、年季明候後も

日々同人方へ被雇参り

同職いたし居、前書

吉五郎儀は、半次郎同店

一 不法出入

深川蛤町

長助店

訴訟方 勇助

豊嶋町式丁目

仁三郎店

相手方 常次郎

吟味に付呼出

右勇助娘

ゆき

浅草猿屋町代地

仁三郎店

吉五郎

9下

同人妻

いわ

神田御弓師屋敷

吉兵衛店

勘右衛門

一 訴訟人勇助申上候は、去西

十二月中、此もの娘ゆき儀、

前書勘右衛門媒人にて

鉄炮町甚平店新助

妻に縁付候處、當二月十九日夜

相手常次郎儀、新助方へ

罷越、ゆきとは兼て契約

いたし置儀も有之間、召連

参り度旨申、不取留儀申罵、

乱妨およびに付、新助儀

疑惑いたし、右躰の義

あつては外聞にも拘わる

趣にて、ゆきへ離縁状相添

差戻し候、尤明白に事柄

の儀に付、兼々懇意に出入
いたし、吉五郎方へ参り居候
ゆきと申女子と、六年以前
巳年より夫婦の契約
致す処、両人の間柄、吉五郎・
いわとも薄々相察候様子にて、
追ては妻に可差遣と申に付、
当春に相成候はゞ、賞請候様
約束いたし、既に去西
九月中、吉五郎妻いわより
ゆき妹ろくと申もの

11上

奉公中懐妊いたすに付、
此もの宅にて、内々安産
為致呉候様相頼む
なれども、同居人も有之
に付、其節は相断候儀にて、
同月中、当人とは猶又
堅く契約も致し置處、
当正月に至り、ゆき儀
外へ縁付く趣承候に付、
約定相違の廉、吉五郎
夫婦へ掛合および處、
俄に変心致し、ゆき儀は
実父勇助存寄にて、
縁付候に付、此方にては
不差構旨、不実の儀、申聞
取敢不申、如何にも執心
止難きに付、当二月十八日
夕七半時過、新助方へ罷越
ゆきを渡し呉る様
懸合ふ處、新助ゆき
とも睨と答も不致、其内
新助は何方へ歟、立出候に付、

11下

四時過迄待居れども
不立戻に付、其夜は立帰
翌十九日、猶又罷越す処

ゆきは離縁いたす間

媒人勘右衛門方へ可懸合旨
申に付、直に同人方へ罷越
懸合ふ處、右様の儀は
更に不存、媒人いたす間
当人へ得と様子承り
挨拶可致旨申に付、相持
居る處、勇助より此もの
相手取、新助方へ罷越す節、
乱妨いたす趣等相違の義
申立、出訴いたす義に付、
吉五郎・いわ、吟味の上、
兼て約定の通、ゆきを
妻にいたし呉る様
理解相願ふ旨申立之

一 ゆき申立候は、同人実母にて

勇助先妻いわ儀、十五年
以前申年、勇助方離縁に
相成、吉五郎方へ再縁

12上

いたすに付、母を慕ひ、同人方へ
引続出入致し居、其後
吉五郎受人にて、町方へ
奉公住いたし、六年以前
巳年三月、暇取、吉五郎方に
罷在候処、主人方無人に付、
猶又手伝に参居、去西
四月中、下宿致し、吉五郎
方に罷在、同十二月中、父
勇助任申、前書勘右衛門
媒人にて新助方へ縁付く処
当二月十八日夕七半時過
常次郎儀罷越、何故
一応の断も不致縁付く哉と
申、居込罷在、其内夫
新助儀、立帰候処、常次郎義
強く酒に酔居様子にて、
此ものとは兼て夫婦の契約

いたす間、可連参旨申に付
新助義、懸合ふ筋の

12下

あるなしは、媒人勘右衛門方へ
参候様相答れども聞入
不申、不取留儀、声高に
申罵候間、新助は其場を
外し、近辺へ立出候に付
常次郎儀、此ものに向ひ
猶彼是申せども、取敢
不申、四時過に至り、漸立帰候処
右故、新助儀疑惑を生じ
同廿日、此ものは離縁状添
勘右衛門方へ引渡さるゝ
仕儀に相成候儀にて、常次郎は
前書吉五郎方へ懇意に
出入いたすもの故、知人なれども
夫婦の契約は勿論
猥ヶ間敷儀いたす覚
更に無之処、右躰申掛致さるゝ故、
新助方離縁に相成、何共
残念に付、事柄明白に相分り
帰縁に相成る様いたし度、吟味
相願ふ旨申立之

一 吉五郎申立候は、此もの儀は、

13上

髪結職いたし、先年深川
八名川町に罷在候節、
媒人有之、いわを妻に致す処、
同人義、先夫勇助方へ残し置
娘ゆき儀、その頃十二才歳に
相成、母を慕ひ、折々罷越す
に付、始終出入為致置處、
ゆき儀、兎角継母との
間柄不宜様子にて、不便に
存候間、當店に引移候後、
勇助も承知の上にて、宅へ
差置、又は受に立、町方

奉公いたさする義もある処
此度前書常次郎義

ゆきを此もの宅へ差置く内、
同人と通じ合、夫婦の
契約いたす旨申掛候なれ共、
兼て同人儀、ゆきに執心の
様子に相見ゆる間、萬一
心得違の儀有之向は
勇助へ対しても相濟ざる
に付、ゆきへも精々申付置處、

13下

同人義は至て内気の
生質にて、平日針仕事のみ
心懸、二階にて仕事いたし
居候節、常次郎義、二階へ
上候儀も有之に付、いわと
申合置、下より声を懸け
ゆきを呼下し候様いたし、平日
心付罷在る間、聊も
猥ヶ間敷儀は無之処、
當正月十二日頃と覚、常次郎義
罷越し、昨夜、吉原町にて
遊興いたす處、揚代金
不足に付、連のものを残し置
立歸る間、金三分貸呉る様
申聞れども、是迄貸も有之
に付、相断る処、達て相頼に付、
其節着し居候羽織にても
預くるならば、貸遣そふ旨申
聞候処、羽織を脱、相渡すに付、
右貸遣す処、其翌日と
覚、猶又罷越、昨日預け置く
羽織を質入いたし、借受る
14上
金子相返す間、渡し呉候様
申に付、相渡遣す処、日数相立
とも返金無之に付、銜同様 たぶらかし
の旨申、厳敷催促致せども

不相返間、掛合中、常次郎儀
罷越、兼てゆきと契約いたす
譯合承り度旨申、声高に
懸合および間、貸金の代りに
預け置く羽織を、品能
申欺持返候者、術も同様
の旨相答、彼是申争ふ儀も
有之間、右を意恨に存、
ゆきへ申掛いたす義にも
可有之哉、同人を常次郎
妻に可差遣等申聞候儀は
無之処、右様の申懸被致
ては勇助へ対し、不相濟間、
吟味相願ふ旨申立之

一 いわ申立候は、夫吉五郎
申立候通、此もの儀は
元勇助妻にて、先年
同人方離縁、更吉五郎方へ

14下

再縁いたす処、勇助方へ
残し置娘ゆき儀、跡を
慕ひ、折々参候に付、出入
為致置、其後勇助義は
後妻を呼迎ふる處
間柄不宜、心配致す趣にて
ゆき儀、便り参候間、吉五郎
方にて世話いたし、町方
奉公に差出、又は宅へも
差置處、常次郎義
兼々ゆきへ執心の様子に
相見ゆる間、同人義、遊びに
参候節は、夫吉五郎
俱々、心付罷在候儀にて
ゆきを常次郎妻に可
差遣趣、約束いたす
儀は更に無之処、不慮の儀
申掛られ、難渋いたす間、
吟味相願ふ旨申立之

一 勘右衛門申立候は、前書
勇助とは、年来懇意に
いたす處、同人娘ゆき儀、

15上

年頃にも相成候に付、相應の
縁談もあらば、世話いたし
呉候様相頼に付、媒人に相成
去西十二月中、鉄砲町
甚平店新助方へ縁付候処、
當二月十九日、前出常次郎
義罷越、ゆきと媒人
いたし、新助方へ縁付候由、
ゆきとは夫婦の契約
いたし置間、是非妻に
賞受度旨申に付、右様の儀は
更に不存、世話致す儀に付、
當人へ様子承り、挨拶
可致旨相答候折柄、

江戸橋邊より出火いたし
追々焼募候に付、常次郎は
立歸候処、翌廿日、新助
方より呼に参るに付、罷越す處
ゆき身分に付、故障有之間、
離縁いたす趣申聞、
離縁状添、引渡すに付、

15下

子細相尋候処、前書の趣
相咄、事柄相分候上は
歸縁も可為致旨申に付、
常(當カ)人引取、勇助方へ
引渡す處、離縁状は先
此もの手元へ預け置度旨
申に付、預り置儀にて、ゆき儀
常次郎と密通致す義
無之旨、申立候上は、事柄
相分り、新助方へ帰縁に
相成候様いたし度、吟味
相願ふ旨申立之